

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項により準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和4年4月15日付けの保護申請却下通知書（内容は、別紙1のとおり。）により請求人に対して行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法・不当である旨を主張しているものと解される。

請求人は過去に〇〇区、〇〇区及び〇〇区で生活保護受給中にアパートの費用を認められていたにもかかわらず、また、請求人が住居も定まっておらずホテル・ネットカフェを利用しながら保護を受けていたにもかかわらず、処分庁が本件申請を却下するのはおかしいと思い、納得いわずに審査請求する。金銭管理に関して請求人がいくらお金を持っていて別に何に使用しようとする処分庁に言われる筋合いはない。請求人は年金・生保のお金、仕送り、少し働いてアルバイトしている。〇〇区で金銭管理できていなくてもアパートに入居している人もいるし、前にも請求人は、〇〇市、〇〇市、〇〇区、〇〇区及び〇〇区でもアパート入居を認められていた。弁明書を読んでも一部違う事も書いているし、処分庁の一方的な文しか書いていない。請求人が財布にお金を入れて食事に、いろいろな買い物にお金を使ったらダメなのか？

居宅生活については、令和4年5月20日にて〇〇さんのシェルター

で今現在6か月以上住んでいる（弁明書4ページ目(3)のグループホーム家賃、パチンコ、借金への費消、私人間の金銭トラブルの記載は間違っている。）。係長にも何度も廃止を伝えても廃止されず、未だにシェルター生保振込みにしてもらえずすごく困惑している。処分庁の対応はおかしいとしか思わない。処分庁が却下したのが初めてであるから。

対人関係については、今まで施設とか、アパートでお金、タバコとか何度もインターホン押されて大変迷惑を被りその事で困った。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年10月17日	諮問
令和6年 6月 5日	審議（第89回第4部会）
令和6年 7月11日	審議（第90回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性・基準・種類

ア 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

イ 法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとして、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるとしている。

ウ 法11条1項は、保護の種類として、3号に「住宅扶助」を掲げている。

## (2) 転居費用

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・キは、「保護開始時において、安定した住居のない要保護者（保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。）が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差しつかえないこと。」としている。

そして、上記「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」の判断方法について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7・問77・答は、「次のいずれにも該当する場合で、ケース診断会議等において総合的に判断した結果、真に敷金等が必要であると認められるときに限る。」とした上で、次の4つの場合を掲げている。

ア 居宅生活ができると認められること。

イ 公営住宅等の敷金等を必要としない住居の確保ができないこと。

ウ 他法他施策による貸付制度や他からの援助等により敷金等がまかなわれないこと。

エ 保護の開始の決定後、同一の住居に概ね6か月を超えて居住することが見込まれること。

また、上記「居宅生活ができると認められる者」の判断方法について、課長通知第7・問78・答は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目（生活費の金銭管理、人とのコミュニケーション等）を自己の能力でできるか否か、できない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局などから意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断することとしている。さらに、同答のなお書きは、要保護者等から生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況を聴取する等の方法により、判断材料の情報収集に努め、慎重に判断することとし

ている。

(3) 申請による保護の変更

ア 法24条9項により準用される同条1項は、保護の変更を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。また、同条2項は、同条1項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないとしている。

イ 同条3項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条4項は、その書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

(4) なお、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、本件申請は住宅の確保のために敷金等の支払を求めるものと認められるところ、請求人が局長通知における「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」に該当するかは、「保護の開始の決定後、同一の住居に概ね6か月を超えて居住することが見込まれること。」などの4つの要件をいずれも満たすことが必要である(1・(2))。以下、検討する。

請求人は、本件申請を行う前の令和4年2月24日及び28日に、処分庁による保護を打ち切り、他の実施機関において保護を利用したい旨の意向を表明していること及び本件申請後の同年3月23日付けで請求人が処分庁に送付した手紙において処分庁による保護を廃止することを希望していることがそれぞれ認められる。加えて、請求人には多数の保護歴が認められるところ(別紙2参照)、請求人は、〇〇区福祉事務所〇〇課での保護が開始された令和3年10月22日から処分庁での保護が開始された令和4年1月17日までのおおむね3か月の間に3度実施機関を転々としていることが認められる。

これらのことからすれば、請求人について「同一の住居に概ね6か月を超えて居住することが見込まれる」場合とは認められないとした

処分庁の判断が不合理なものとは認められない。

また、請求人は受給した2か月分の年金140,210円を10日前後で費消することを繰り返していることが認められ、担当職員と事前に約束していた来所面談や三者面談当日に連絡なく来所しないことや担当職員からの電話連絡に応じなかったことが認められる。

これらのことからすれば、適切な金銭管理や社会生活を営む上で、他者との信頼関係の構築が図られているとはいいがたく、処分庁が、「居宅生活ができる」と認められる者」とは認められないと判断したことも不合理とはいえない。

そして、処分庁の上記各判断は、ケース診断会議において総合的に検討を行った上でなされたものと認められ、上記1の法令等に則った適正なものと認められる。

以上のことから、本件申請を却下した本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、他の実施機関で保護を受けている際にアパート入居を認められていたとして、本件処分は違法・不当である旨を主張している。

しかし、本件処分に違法又は不当な点は認められないことは上記2のとおりであるから、かかる主張は本件処分の取消理由とはならない。

また、請求人は、居宅生活に関し、本件処分後の令和4年5月20日以降、6か月以上、シェルターに住んでいる旨を主張しており、これは、「保護の開始の決定後、同一の住居に概ね6か月を超えて居住することが見込まれる」との要件に該当している旨の主張であると解される。

しかし、本件処分時点において、請求人が、当該要件に該当するとは認められないのは上記2のとおりであって、かかる主張は本件処分の取消理由とはならない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行わ

れているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美

別紙1及び別紙2(略)